

**長野県訓令第5号**

本府内部部局
現地機関

副知事の担任事務に関する規程（平成27年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のアを次のように改める。

- ア 部局間の連携及び次に掲げる重点政策に関すること。
 - (7) 人口減少対策（移住・二地域居住の推進）
 - (イ) 地域経済の活性化（産業イノベーションの推進、グローバル経済への対応及び地消地産の推進）
 - (ウ) 多様な働き方・暮らし方の創造（働き方改革）
 - (エ) 個性豊かな地域づくり（地域振興局を核とした地域の振興、交通ネットワークの充実及び観光地域づくり）
 - (オ) 安全安心な社会の実現（県土強靭化）
 - (カ) 人材の育成
 - (カ) コンプライアンス及び行政経営方針の推進

第1条第1号のイ中「下伊那地域」を「南信州地域」に改め、同条第2号中「早川恵理」を「中島恵理」に改め、同号のア中「信州創生戦略の推進等に係る」を削り、同アの(7)を次のように改める。

(7) 人口減少対策（郷学郷就県づくり及び結婚・子育て支援）

第1条第2号のアの(ウ)から(オ)までを削り、同アの(イ)を同アの(オ)とし、同アの(7)の次に次のように加える。

- (イ) 多様な働き方・暮らし方の創造（働き方改革、女性への応援、高齢者・障害者の活躍及び文化芸術振興）
- (ウ) 個性豊かな地域づくり（地域振興局を核とした地域の振興）
- (エ) 安全安心な社会の実現（健康長寿県づくり及び自殺・貧困対策）

第1条第2号のイ中「上小地域」を「上田地域」に、「北安曇地域」を「北アルプス地域」に改める。

行政改革課

長野県訓令第6号

長野県公営企業訓令第1号

長野県教育委員会訓令第3号

長野県警察本部訓令第12号

本府内部部局
現地機関
企業局本府
企業局現地機関
教育委員会事務局
教育機関
警察本部
警察学校
警察署

長野県交通安全運動推進本部設置規程（昭和41年長野県訓令第5号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一
長野県公営企業管理者 小林利弘
長野県教育委員会 長野県警察本部長 尾崎徹

第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

くらし安全・消費生活課

長野県訓令第7号

長野県公営企業訓令第2号

長野県教育委員会訓令第4号

長野県警察本部訓令第13号

本府内部部局
現地機関
企業局本府
教育委員会事務局
教育事務所
警察本部
警察署

長野県男女共同参画推進本部設置規程（平成13年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一
長野県公営企業管理者 小林利弘
長野県教育委員会 長野県警察本部長 尾崎徹

第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県訓令第8号

長野県公営企業訓令第3号

長野県教育委員会訓令第5号

長野県警察本部訓令第14号

本府内部部局
現地機関
企業局本府
教育委員会事務局
教育事務所
県立学校
警察本部

長野県人権施策推進協議会設置規程（平成16年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一
長野県公営企業管理者
小林利弘

長野県教育委員会
長野県警察本部長
尾崎徹
第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

人権・男女共同参画課

正

誤

平成29年3月16日付け長野県告示第134号「家畜伝染病予防法に基づく検査の実施」中

ページ	行（箇所）	誤	正
4	左側表中	大桑村	王滝村

園芸畜産課

平成27年6月18日付け長野県告示第314号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ	行（箇所）	誤	正
8	右側5	4509の4まで、4509の7	4509の3まで、4509の4・4509の7（以上2筆国有林）
8	右側6	4509の4まで、4509の7	44560の6・4560の8（以上2筆国有林）
8	右側6	4509の4まで、4509の7	4561の4・4561の5（以上2筆国有林）

森林づくり推進課